

11月22日(日)

7:00 ~ 20:00

大阪府

開票は、同日 21:00 ~ 市民体育館（西浦）で行います

●投票できる人

満20歳以上(平成7年11月23日までに生まれた人)の日本国民で、平成27年8月4日までに羽曳野市の住民基本台帳に記載され、引き続き居住されている人。

◆各自の投票所入場整理券をお持ちください

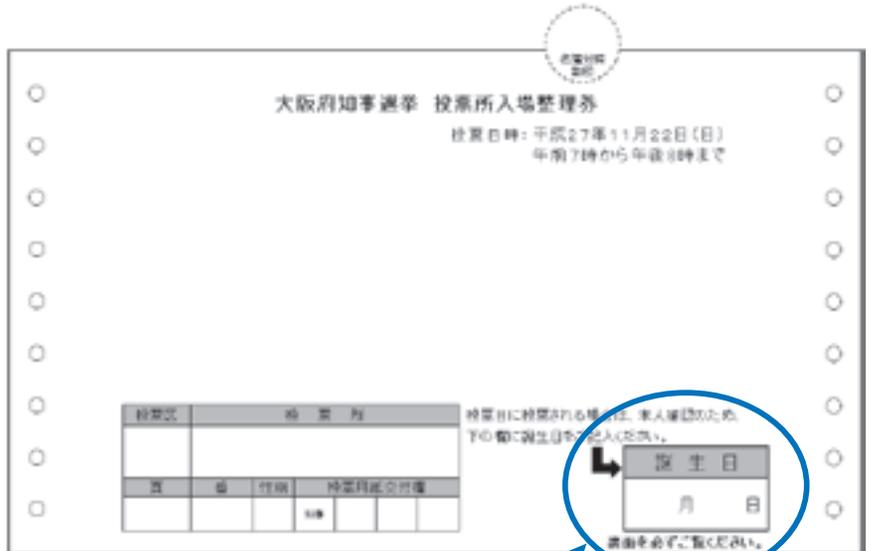
投票所入場整理券は、世帯ごとに各家庭へ郵送します。当日、投票所へ持参してください。

→何らかの事情で届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

◆本人確認にご協力をお願いします

有権者の皆さんの大切な選挙権を確実にご本人に行使していただくために、投票所では次のいずれかの方法で本人確認を行います。

1. 投票所入場整理券の「誕生日記入欄」に誕生日を記入していただく。
2. 誕生日(○月○日)を口頭で答えていただく。
3. 運転免許証や健康保険証などご本人と確認できるものを見せていただく。



投票所にお越しの際は、事前に「誕生日記入欄」をご記入の上持参ください。

◆期日前投票

羽曳野市選挙人名簿に登録されているが、投票日当日、仕事やレジャー、病気やケガ、妊娠などの理由で投票所に行くことができないと見込まれる方は、あらかじめ期日前投票所で投票することができます。

選挙人ご本人が、投票所入場整理券を持って期日前投票所までお越しください。期日前投票所に備え付けます「期日前投票宣誓書」に記入して提出すれば投票できます。

なお、事前に自宅などで期日前投票宣誓書の記入ができるように、投票所入場整理券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷しています。

<期日前投票ができる期間と場所>

[期間] 11月6日(金) ~ 21日(土)
8:30 ~ 20:00

[場所] ・市役所本館 1階ロビー
・総合スポーツセンター 1階幼児室
(はびきのコロセラム)

◆選挙公報は各家庭に配布

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報は、11月20日(金)までに各家庭に配布する予定です。お手元に届かない場合は、市選挙管理委員会までご連絡ください。なお、選挙公報は、羽曳野市内の主な公共施設にも備え付けますのでご利用ください。また、点字版および朗読テープによる「選挙のお知らせ」も用意しています。

◆候補者のポスターは公営掲示場に

各候補者のポスターは、選挙管理委員会が設置したポスター掲示場 250カ所に掲示されます。(それ以外の屋外掲示は違法になります。) 選挙期間中は、掲示しているポスターにいたずらしたり、破損したりすると処罰されます。

◆お体が不自由な方に

各投票所には、車いすを利用されている人のための記載台や目の不自由な人のための点字器をご用意しています。投票日当日、投票所で車いす、手話通訳が必要な方は、事前に市選挙管理委員会に申し出てください。

知事選挙

問合せ

羽曳野市選挙管理委員会
羽曳野市誉田 4-1-1

☎ 958-1111 (内線 4610・4620)

◆郵便等による不在者投票の 投票用紙等の交付請求手続

郵便等による不在者投票用紙の請求期限は 11 月 18 日(水)までです。郵便等投票証明書をお持ちの方で、不在者投票用紙の請求をされていない方はお急ぎください。

※郵便等投票証明書をお持ちでない方は、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に対して「郵便等投票証明書」の交付申請を行い、あらかじめ交付を受けてください。詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

◆指定施設での不在者投票

指定施設の病院等に入院、入所されている方の場合、投票したい旨をその病院長(施設長)に申し出ると、その病院(施設)で不在者投票をすることができます。詳しくは病院(施設)にお問い合わせください。

＜羽曳野市内の指定病院(施設)＞

◆丹比荘病院◆島田病院◆城山病院◆天仁病院◆藤本病院◆高村病院◆府立呼吸器・アレルギー医療センター◆四天王寺悲田院養護老人ホーム・特別養護老人ホーム◆特別養護老人ホーム河原城苑◆特別養護老人ホームアンジュ◆羽曳野特別養護老人ホーム◆特別養護老人ホームスマイル◆特別養護老人ホームあすくの里◆特別養護老人ホームあすくの里(老人短期入所施設)◆介護老人保健施設まほろば◆介護老人保健施設悠々亭◆老人保健施設あつたか村◆介護老人保健施設宙◆ケアハウスロイヤルアンジュ◆ケアハウススマイル◆ケアハウスはびねす軽里◆介護付有料老人ホームライフビュー◆介護付有料老人ホームグッドタイムまほろば◆オアシス北燦(ほくさん)◆介護付有料老人ホームライフコート春秋◆住宅型有料老人ホーム恵花院

◆投票所変更のお知らせ ～今回の選挙より次の投票区の投票所が変更になります～

- ・第 15 投票区 (旧) 西浦小学校体育館 → (新) 市民体育館会議室
- ・第 19 投票区 (旧) 駒ヶ谷小学校体育館 → (新) 駒ヶ谷幼稚園遊戯室

◆大阪府知事選挙における住所移転者の選挙権の行使について

!! 最近住所を異動された場合、投票場所などが変わることがあります。次の表でご確認ください!!

届出の別		届出の日	投票場所・投票の可否		
			新住所地で投票できる	前住所地で投票できる	投票できない
転入届を された方	他府県からの転入	今年 8 月 4 日 以前	○		
		今年 8 月 5 日 以後			○
	大阪府内からの転入	今年 8 月 4 日 以前	○		
		今年 8 月 5 日 以後		◆	
転出届を された方	他府県への転出	全 期 間			○
	大阪府内への転出	今年 8 月 4 日以前 に新住所地で転入届	○		
		今年 8 月 5 日以後 に新住所地で転入届		◆	
転居届をされた方 (同一市町村内)		住所地市区町村の選挙管理委員会に投票所をご確認の上、該当の投票所へお出かけください。			

※ ◆印での投票は、市区町村長が発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」が必要。

※ 平成 27 年 8 月 5 日以後、大阪府内の市町村間で住所を異動された方は、前住所地で投票を行うことができますが、そのためには前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

※ 前住所地で投票する際には、市区町村で発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」を提示しなければ投票できません。従って、投票日までに最寄りの市(区)役所または町村役場の住民票を担当する窓口で証明書の交付を受けておいてください。

(ただし、2 回以上住所を異動された方は、取扱いの異なる場合があります。)